

インフルエンザ予防接種 補助金申請について



当健保組合では、インフルエンザ感染予防、重症化予防、及び健康維持のため、加入者の皆様へ「インフルエンザ予防接種の補助」を実施いたします。

インフルエンザ予防接種補助金申請書類の提出は、**令和 6 年 2 月 29 日必着**となります。

ご希望の方は、令和 6 年 1 月 31 日までに接種し、申請手続きをお願いします。

お早めに予防接種をお願いいたします。

（参考）申請が必要となる場合を以下にてご確認ください。

I

拠点内における
集団接種
（被保険者のみ）

1. 契約医療機関が補助額を健保組合へ請求する場合

申請なし

【参照】けんぽからのお知らせ第 477 号
※第 359 号もあわせてご確認ください

2. 被保険者が代金を全額支払う場合

※今回のお知らせの【別紙】及び【別紙 1】を
ご利用ください

要申請

※補助額は償還払い



II

医療機関での
個別接種
（被保険者・被扶養者）

1. 代行機関（（株）あまの創健）の契約医療機関で
『補助券』を利用して接種した場合

申請なし

【参照】けんぽからのお知らせ第 477 号

2. 上記『補助券』を利用せず、個別に接種した場合

※今回のお知らせの【別紙】及び【別紙 2】を
ご利用ください

要申請

※補助額は償還払い



<対象者と補助額> 加入者 1 名あたり、上限 3,000 円まで健保組合が補助（1 回のみ）

健保組合が定める接種期間（令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 1 月 31 日）

補助金の申請受付期間（令和 5 年 11 月 1 日～令和 6 年 2 月 29 日必着）

上記の期間以外の接種・届出につきましては、補助の対象外となります。



<補助金申請書送付先>

〒273-0032 千葉県船橋市葛飾町 2-341-3 サミットビル 6F

（株）EOS ファーム内

年金機構けんぽ インフルエンザ補助受付係

※郵送先は【健康保険組合】ではありません。

今年度の申請書をご利用ください。



10/31 以降の投函
をお願いします！

<予防接種を控えた方がいい人>

○以前インフルエンザの予防接種でショック症状のあった人

○卵アレルギーのある人（医師にご相談ください。）

その他、発熱など体調が悪い方は医師にご相談ください。

また、持病があり、主治医がいる方は事前にご相談ください。



<新型コロナワクチンの同時接種について>

昨年度と異なり、季節性インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンは、同時に接種することが可能となっています。

インフルエンザワクチンの接種は任意ですが、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行の可能性も懸念されていますので、積極的な接種をご検討ください。

詳しくは、厚生労働省の「新型コロナワクチン Q&A」をご確認ください。



<照会先>

日本年金機構健康保険組合 保健事業課

〒102-8548 東京都千代田区三番町 22

TEL 03-5216-3222

令和 5 年 10 月以降、受付時間は平日 8 時 30 分～17 時 30 分となっております。

お問合せは 12 時～13 時を除いた時間帯にお願いします。

（12 時～13 時は担当不在により回答できない場合があります。）